

新居浜市交通安全計画

(令和3年度～令和7年度)

～交通事故のない新居浜市を目指して～

新居浜市交通安全対策会議

ま え が き

車社会の急速な進展に対して、交通安全施設が不足していたことに加え、車両の安全性を確保するための技術が未発達であったことなどから、昭和 20 年代後半から昭和 40 年代半ば頃まで、道路交通事故の死傷者数が著しく増加した。

このため、交通安全の確保は大きな社会問題となり、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和 45 年 6 月、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）が制定された。

これに基づき、昭和 46 年度以降、10 次にわたる愛媛県交通安全計画が示され、本市においても交通安全計画を策定し、国、県、市及び関係民間団体等が一体となって交通安全対策を実施してきた。

その結果、愛媛県内では、昭和 47 年に 244 人が道路交通事故で死亡し「交通戦争」と呼ばれた時期と比較すると、令和 2 年中の死者数は 48 人と 5 分の 1 以下にまで減少するに至った。

新居浜市においても、令和 2 年の交通事故の発生件数は 232 件（新居浜警察署管内）と、昭和 46 年以降で最多だった昭和 61 年の 5 分の 1 以下に減少したが、死亡事故は毎年発生しており、依然として厳しい状況が続いている。

言うまでもなく、交通事故の防止は、国、県、市及び関係団体のみならず、市民一人一人が全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、人命尊重の理念の下に、交通事故のない安全で安心して暮らせる快適な新居浜市を目指して、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を推進していかなければならない。

この新居浜市交通安全計画は、このような観点から、交通安全対策基本法第 26 条により、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間に講ずべき陸上の交通安全に関する施策の大綱を定めたものである。

この新居浜市交通安全計画に基づき、本市において、交通の状況や地域の実態に即した陸上交通の安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に実施するものとする。

新居浜市交通安全対策会議

目 次

計画の基本的な考え方	1
第1章 道路交通の安全	4
第1節 道路交通事故のない新居浜市を目指して	4
第2節 道路交通の安全についての目標	4
I 道路交通事故の現状と今後の見通し	4
1 道路交通事故の現状	4
2 道路交通事故の見通し	5
II 新居浜市交通安全計画（令和3年度～令和7年度）における目標	6
第3節 道路交通の安全についての対策	6
I 今後の道路交通安全対策を考える視点	6
<重視すべき視点>	7
(1) 高齢者及び子供の安全確保	7
(2) 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上	7
(3) 生活道路における安全確保	8
(4) 先端技術の活用推進	9
(5) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進	9
(6) 地域が一体となった交通安全対策の推進	9
II 講じようとする施策	9
1 道路交通環境の整備	9
(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	10
(2) 幹線道路における交通安全対策の推進	11
(3) 交通安全施設等の整備事業の推進	13
(4) 高齢者等の移動手手段の確保・充実	14
(5) 歩行空間のユニバーサルデザイン化	14
(6) 効果的な交通規制の推進	14
(7) 自転車利用環境の総合的整備	15
(8) 交通需要マネジメントの推進	15
(9) 災害に備えた道路交通環境の整備	16
(10) 総合的な駐車対策の推進	17
(11) 道路交通情報の充実	18
(12) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	18
2 交通安全思想の普及徹底	19
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	20
(2) 効果的な交通安全教育の推進	24

(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	24
(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	28
(5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進	29
3 安全運転の確保	29
(1) 運転者教育等の充実	29
(2) 安全運転管理の推進	30
(3) 道路交通に関する情報の充実	30
4 車両の安全性の確保	30
(1) 自動車点検整備の推進	31
(2) 不正改造車の排除	31
(3) 自転車の安全性の確保	31
5 道路交通秩序の維持	32
(1) 悪質性・危険性の高い交通違反の追放	32
(2) 暴走族対策の推進	32
6 救助・救急活動の充実	32
(1) 救助・救急体制の整備	32
(2) 救急医療体制の整備	33
(3) 救急関係機関の協力関係の確保等	34
7 被害者支援の充実と推進	34
(1) 自動車損害賠償保障制度の充実等	34
(2) 損害賠償の請求についての援助等	35
(3) 交通事故被害者支援の充実強化	35
第2章 踏切道における交通の安全	36
第1節 踏切事故のない新居浜市を目指して	36
第2節 踏切道における交通の安全についての対策	36
I 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点	36
II 講じようとする施策	36
1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	36
2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	36
3 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	37

【参考資料】

1	交通安全対策基本法（抜粋）	39
2	新居浜市交通安全対策会議条例	40
3	新居浜市交通安全対策会議委員等一覧	42
4	新居浜市の交通事故の発生状況	43